

中津川市規則第 号

中津川市防犯カメラの管理及び運用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、中津川市（以下「市」という。）が設置又は管理をする防犯カメラについて必要な事項を定めることにより、防犯カメラについての適正な管理及び運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 市が管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその業務を委託するものを含む。）若しくは占有する工作物又は犯罪その他市民の安全性を害するおそれのある事象が発生する高度の蓋然性がある場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 市民の安全性を確保し、また犯罪の予防を目的として不特定の者が利用する場所を撮影するため、施設等において市が設置又は管理をする常設の画像記録装置で、画像表示又は画像記録の機能を有するもの（公共施設の適正な管理を主たる目的とし、犯罪の予防を従たる目的としているものを含む。）をいう。
- (3) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像で、電磁的記録媒体に記録されたものをいう。

(管理責任者の設置)

第3条 市長は、防犯カメラを設置する施設等には、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、防犯カメラ及び画像データを適正に管理し、及び運用するために必要な措置を講ずるとともに、その取扱いについて、防犯カメラ及び画像データを取り扱う職員を指導し、及び監督しなければならない。

(指定管理者等への委任)

第5条 市長は、施設等における防犯カメラ及び画像データの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を、当該施設等に係る指定管理者又は警備業務等の受託者等に行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定により防犯カメラ及び画像データの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者又は警備業務等の受託者等に行わせるときは、この規則に規定する責務を当該指定管理者又は警備業務等の受託者等に遵守させなければならない。

(職員の責務)

第6条 職務上、防犯カメラにより情報を知り得る職員（前条の規定により防犯カメラ及び画像データの管理及び運用に関する事務に従事する者を含む。以下「職員」という。）は、この規則の規定を遵守し、防犯カメラの適正な運用に努めなければならない。

2 職員は、防犯カメラにより知り得た情報を第三者に知らせ、又は設置目的以外の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(防犯カメラの設置に関する表示)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法により表示するものとする。

(画像データの保管方法等)

第8条 画像データは、撮影時の現状により保管し、編集又は加工をしてはならない。

2 管理責任者は、画像データを保管する場合には、当該画像が記録された電磁的媒体を施錠することができる保管庫に保管する等画像データの紛失、盗難、散逸等の防止を図らなければならない。

3 管理責任者は、画像データの保管状況を定期的に確認し、その適正な管理に努めなければならない。

4 管理責任者は、次条に規定する画像データの保管期間が経過した後は、速やかに当該画像データを消去するものとする。

(画像データの保管期間)

第9条 画像データの保管期間は、次に掲げる場合を除き、原則として一月以内とする。

(1) 法令又は条例に定めがある場合。

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保管期間延長の要請を受けた場合。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める場合。

(画像データの目的外の利用及び外部への提供の制限)

第10条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像データ及び画像データに係る情報をその収集の目的を超えて利用し、及び外部に提供してはならない。

(1) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

(2) 中津川市個人情報保護条例（平成13年中津川市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1項各号のいずれかに該当する場合

(画像データの複製等の制限)

第11条 画像データは、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、前条の規定により画像データをその収集の目的を超えて利用し、又は外部に提供する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(開示請求等)

第12条 市長は、画像データについて条例に規定する開示請求、または利用停止請求があったときは、条例の定めるところにより決定する。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。